

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	一
○家畜伝染病の発生	(家畜防疫対策室)	一
○家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜等の移動等の禁止	(同)	一
○保安林の指定	(森林整備課)	二
○都市計画変更の図書の縦覧(二件)	(都市計画課)	二
公 告		
○公聴会の開催(二件)	(都市計画課)	三
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	四
選挙管理委員会		
○選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正		四
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和三年分)		五
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		五
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		六
○不在者投票を管理すべき施設の指定等		六

## 告 示

○宮城県告示第八百四十七号  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和四年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇九一七一一三	事業所の名称及び所在地	多賀城市八幡三丁目三番四号 二階	廃止する指定障害福祉サービスの種類	就労移行支援	設置者名	社会福祉法人 ゆうゆう舎	廃止年月日	令和四年十一月三十日
-------	------------	-------------	------------------	-------------------	--------	------	--------------	-------	------------

○宮城県告示第八百四十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和四年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 家畜伝染病の種類  
高病原性鳥インフルエンザ
  - 家畜の種類  
鶏
  - 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数  
患者 二羽
  - 発生の場所又は区域  
気仙沼市
  - 発生日月  
令和四年十一月二十八日
- 宮城県告示第八百四十九号  
家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年宮城県規則第三十九号)第八条第一項の規定により、令和四年宮城県告示第八百四号で指定した家畜、又はその死体若しくは家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動及び移入の禁止区域を令和四年十二月五日付けで次のとおり変更したので告示する。
- 令和四年十二月九日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 移動の禁止区域

気仙沼市最知荒沢、最知南最知、最知森合、最知川原、最知北最知、長磯赤貝、長磯後沢、長磯大窪、長磯七半沢、長磯下原、長磯鳥子沢、長磯中原、長磯二本松、長磯浜、長磯原、長磯原ノ沢、長磯船原、長磯前林、長磯牧通、長磯森、波路上後原、波路上内田、波路上杉ノ下、波路上野田、波路上原、波路上牧、波路上向田、波路上向原、波路上明戸、波路上崎野、波路上瀬向、本吉町（石川原、大谷、沖の田、木戸、九多丸、窪、直伝、菖蒲沢、滝根、土樋下、寺谷、寺沢、道貫、長根長畑、野々下、日門、洞沢、三島、天ヶ沢、後田、狼の巣、大森、猿内、高瀬ヶ森、田の沢、府中、山谷）、岩月長平、岩月箒沢、岩月星谷、松崎上金取、松崎下金取

2 移入の禁止区域

気仙沼市最知荒沢、最知南最知、最知森合、最知川原、最知北最知、長磯赤貝、長磯後沢、長磯大窪、長磯七半沢、長磯下原、長磯鳥子沢、長磯中原、長磯二本松、長磯浜、長磯原、長磯原ノ沢、長磯船原、長磯前林、長磯牧通、長磯森、波路上後原、波路上内田、波路上杉ノ下、波路上野田、波路上原、波路上牧、波路上向田、波路上向原、波路上明戸、波路上崎野、波路上瀬向、本吉町（石川原、大谷、沖の田、木戸、九多丸、窪、直伝、菖蒲沢、滝根、土樋下、寺谷、寺沢、道貫、長根長畑、野々下、日門、洞沢、三島、天ヶ沢、後田、狼の巣、大森、猿内、高瀬ヶ森、田の沢、府中、山谷）、岩月長平、岩月箒沢、岩月星谷、松崎上金取、松崎下金取

○宮城県告示第八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和四年十二月九日

一 保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市本吉町大谷九、一〇の一から一〇の三まで、一一、一二の一、一二の三、一三の一から一三の三まで、一六の三、一八、一九、二一の一から二一の三まで、二二の二、二二の三、二四の四から二四の六まで、二六の三、二七の四、三二の四、三四の一、三四の三、三五の一、三五の二、三六の二、三六の四、三七、三九の一、三九の一三、七八の六、七九の一、七九の四

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路

2 名称

一・三・五号 仙台北幹線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

富谷市 西成田南田、西成田竹ノ下一番及び西成田竹ノ下二番の各一部

2 廃止する部分

なし

○宮城県告示第八百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、栗原都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

栗原都市計画道路

2 名称

- 三・三・一 号 国道幹線
- 三・五・十三号 中央線
- 三・五・十四号 一迫北線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

栗原市 築館字照越神田、築館字外南沢、築館高田二丁目、築館字内沢、築館字源光、築館木戸、築館源光、志波姫堀口源光、志波姫堀口大天馬、志波姫堀口館輪、築館字萩沢後沢道北、志波姫堀口沖、築館字下宮野小牧、築館字城生野入の沢の各一部

2 廃止する部分

栗原市 築館字照越永平、築館字照越神田、築館字沢入、築館字外南沢、築館字下待井、築館字内南沢、築館高田二丁目、築館高田三丁目、築館字内沢、築館字源光、築館字萩沢新田前、築館字萩沢佐内屋敷、築館字萩沢上木戸、築館字萩沢後沢道北、築館字萩沢忽滑沢、築館字光屋敷、築館木戸、築館源光、志波姫南堀口、志波姫堀口源光、志波姫堀口西風前、志波姫堀口館輪、志波姫堀口沖、築館字下宮野小牧、築館字城生野入の沢の各一部

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和四年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
令和四年十二月二十三日（金）午後七時から	本吉郡南三陸町志津川字沼田百一番地南三陸町役場

二 件名

志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、南三陸町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和四年十二月十六日（金）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

- (一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- (四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- (五) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三二・三三三四）に行うこと。

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴

会を次のとおり開催する。

令和四年十二月九日

一 公聴会の日時及び場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

日	時	場	所
令和四年十二月二十六日(月)	午後七時から	巨理郡巨理町字悠里一番地	巨理町役場

二 件名

巨理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、巨理町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和四年十二月十九日(月)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

五 素案の概要

巨理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(五) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二一-三三三二・三三三四)に行うこと。

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和四年十二月九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市山王字山王二区百四十四番、百四十五番、百四十六番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊谷 正男

多賀城市山王字掃下し二十九番地

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和四年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
牡鹿郡女川町鷺神浜字内山六十二番一の一部、六十二番十三の一部、六十二番十四の一部、六十二番二十四の一部

牡鹿郡女川町鷺神浜字内山六十二番地の十二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

まろご鈴木興業株式会社

### 選挙管理委員会

〇宮選管告示第百二十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条の規定により各候補者から提出のあった令和

三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和四年宮選管告示第三十号の一部を次のとおり改める。  
令和四年十二月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

候補者秋葉賢也の第一回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の支出中

「雑費 1,019,587」を「雑費 293,574」に

「今回計 2,835,082」を「今回計 2,109,069」に

「総計 2,835,082」を「総計 2,109,069」に改める。

候補者秋葉賢也の第二回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の支出中

「前回計 2,835,082」を「前回計 2,109,069」に

「総計 6,096,338」を「総計 5,370,325」に改める。

候補者森千里の第二回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の収入中

「自由民主党宮城県第五選挙区支部 政党支部 2,000,000円」を

「自由民主党宮城県第五選挙区支部 政党支部 5,000,000円」に

「その他の収入 3,000,000」を「その他の収入 ー」に改める。

○宮選管告示第百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった令和三年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和四年宮選管告示第百二十三号の一部を次のとおり改める。

令和四年十二月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

自由民主党宮城県第二選挙区支部の令和三年分収支報告書の要旨の

4 支出の内訳中

「経常経費 1,327,684」を「経常経費 1,330,847」に

「備品・消耗品費 2,383,402」を「備品・消耗品費 2,407,402」に

「政治活動費 26,799,964」を「政治活動費 26,775,964」に

「密着活動費 4,682,753」を「密着活動費 4,658,753」に改める。

○宮選管告示第百二十六号

令和四年十二月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年十二月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、四二五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四〇、一五五

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、九六三	岩沼選挙区	一一、一五五
宮城野選挙区	五三、四三八	登米選挙区	一一、六一六
若林選挙区	三八、八九六	栗原選挙区	一八、五六〇
太白選挙区	六五、六八八	東松島選挙区	一一、〇六二
泉選挙区	五九、七七六	大崎選挙区	三五、七七七
石巻・牡鹿選挙区	四一、二五四	富谷・黒川選挙区	二五、五二三
塩釜選挙区	一五、一七四	柴田選挙区	二二、六五八
気仙沼・本吉選挙区	二〇、九〇八	亘理選挙区	一一、九六九
白石・刈田選挙区	一一、九七六	宮城選挙区	一三、八六九
名取選挙区	二一、七四〇	加美選挙区	八、一四二
角田・伊具選挙区	一一、五三三	遠田選挙区	一一、二〇一



多賀城・七ヶ浜選挙区 二二、五四一

○宮選管告示第百二十七号

令和四年十二月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年十二月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三四〇、一五五

○宮選管告示第百二十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十二月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二老人保健施設ライフケアセンター名取の項の次に次のように加える。

介護老人保健施設など 同 市高館熊野堂字岩口下一番二〇号

別表第二有料老人ホームみどりの郷の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームスターレイク仙台 同 市青葉区錦町一丁目八番一〇号

別表第二社会福祉法人宮城福祉会視覚障害老人ホーム松風荘の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム三喜 同 市閑上中央一丁目三十九番地の二

附 則

この告示は、令和四年十二月九日から施行する。